

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った 2 件の公文書不存在による不開示決定は、妥当である。

### 第 2 質問の概要

#### 1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和 3 年 12 月 17 日付け（令和 3 年 12 月 20 日收受）で、沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、「2019 年 11 月以降、国頭村や東村の北部訓練場返還地で発見された空包や銃弾などを警察官が回収しなくなった理由に関する警察庁、沖縄防衛局、森林管理署、環境省、米軍等関係機関との協議、連絡、指示、上申等やり取りに係る行政文書の一切。（同年 10 月までは空包や銃弾などの危険物を警察に発見通報を入れると、警察官が現場に回収しに来ていたため）」（以下「本件請求文書 1」という。）の開示請求（以下「本件請求 1」という。）を行った。

また、審査請求人は、本件請求 1 に対する処分を受けた後、令和 4 年 2 月 4 日付け（令和 4 年 2 月 8 日收受）で、条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、「2019 年 10 月 7 日までは、国頭村や東村の北部訓練場返還地で発見された空包や銃弾などを警察官が回収していたが、警察官が空包や銃弾などを回収していた理由・根拠とされる取り決めや協定などの行政文書ならびに警察庁、沖縄防衛局、森林管理署、環境省、米軍等関係機関との協議、連絡、指示、上申等とのやり取りに係る本件の顛末が判然とする行政文書の一切。（同年 11 月以降は空包や銃弾などの危険物を警察に発見通報を入れても回収されなくなった。）」（以下「本件請求文書 2」という。）の開示請求（以下「本件請求 2」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求 1 について、令和 3 年 12 月 24 日付けで、条例第 12 条第 2 項の規定に基づき公文書開示決定等期間延長を行った後、「在沖米軍施設跡地における対応については、法律「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第 8 条（返還実施計画）」に基づいて行われており、請求に係る公文書は、保有していないため不存在。」であることを理由として、条例第 11 条第 2 項の規定により、令和 4 年 1 月 18 日付けで、公文書不存在による不開示決定の処分（以下「本件処分 1」という。）を行い、請求人に通知した。

また、実施機関は、本件請求 2 について、作成・保有していないことを理由として、条例第 11 条第 2 項の規定により、令和 4 年 2 月 21 日付けで公文書不存在による不開示決定の処分（以下「本件処分 2」という。）を行い、請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分1及び本件処分2を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和4年3月25日付け（令和4年3月30日受取）で実施機関に対して審査請求を行った。

#### 4 諒問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和4年11月11日付けで審査会に対して、本件処分について諒問した。

#### 第3 審査請求人の主張（要旨）

##### 1 審査請求の趣旨

処分を取消しの上、請求した一切の公文書開示を求める。

##### 2 審査請求の理由（要旨）

本件処分1及び本件処分2の間で矛盾した公文書を保有していない理由が存在しているため、文書を保有していないことは不可解である。

#### 第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

##### 1 弁明の趣旨

実施機関が行った決定は妥当である旨の判断を求める。

##### 2 弁明の内容

審査請求人は、令和元年（2019年）10月7日まで北部訓練場返還地で発見された空包や銃弾などを警察官が回収していたが、同年11月以降は回収しなくなつたことについて、警察官は何らかの法的根拠等に基づいて職務執行しているはずであり、その職務執行に基づく公文書が不存在であるという理由は、矛盾している旨主張している。

審査請求人が申し立てている令和元年（2019年）は、「沖縄県警察が行う不発弾等の処理要領について（通達）」（平成28年4月7日付。以下「通達1」という。）に基づき、現場に警察官を派遣し、空包や銃弾などを不発弾等として回収していたが、通達1は、「不発弾等の取扱いについて（通達）」（令和2年4月28日付。以下「通達2」という。）に内容が引き継がれており不存在である。

本来、在沖米軍施設返還地における対応は、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（平成7年法律第102号。以下「跡地利用特措法」という。）の第8条（返還実施計画）の規定に基づき作成された返還実施計画により、支障の除去に関する措置を国が講ずることとなっており、「不発弾その他の火薬類の有無の調査・除去」も方針が示されていることから、令和元年（2019年）11月以降、これに基づき警察官を現場に派遣しなくなつただけであり、特に公文書を作成する必要はなく、また、関係機関等から文書も受領していない。

よって、本件対象となる公文書を保有していないことから、審査請求人の主張は失当である。

### 3 意見書の内容（要旨）

実施機関は、弁明書に関し、条例第26条の規定により、令和7年5月14日付けで審査会に対して、意見書を提出した。内容はおおむね以下のとおりである。

在沖米軍施設返還地における対応は、跡地利用特措法第8条の規定に基づき作成された返還実施計画により、支障の除去に関する措置を国が講じることとなっていることは、弁明書記載のとおりである。

同条に基づいて沖縄防衛局が「駐留軍用地の返還に関する実施計画」を作成するに当たり、沖縄県に対して、「仮に土地の引渡し後に不発弾等が発見された場合には土地の所有者及び関係機関と調整し、適切に対応する。」と回答し、さらにその後、沖縄森林管理署と沖縄防衛局との間で結ばれた「米軍北部訓練場返還地の返地後の取扱いに関する協定」（平成29年12月22日付け沖縄森林管理署長、沖縄防衛局長。以下「返地後取扱協定」という。）において、「返地後において、不発弾及びその他の火薬類並びに廃棄物等が発見された場合には、沖縄防衛局がそれらの撤去等原状回復のための対応を行う。」とされており、これらのことと踏まえ、令和元年11月以降、警察官を派遣していないものである。

## 第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

### 1 反論の趣旨

実施機関は、2016年返還北部訓練場跡地から不発弾を回収しなくなった根拠として跡地利用特措法を示しているが、跡地利用特措法では後述する理由により根拠として適当でないため。

「回収していた方針から、回収しない方針」へ変更するにあたり、少なくとも地域課・生活安全課で、当該変更事項を共有する際の協議・通達・連絡等の対応方法の共有がなされているはずであるので、その文書を開示して欲しい。

### 2 反論の内容

跡地利用特措法は、返還された米軍基地を地権者に引き渡すまでの対応について定めているもので、地権者に引き渡したとの対応について言及していないことから、根拠として適切でない。

2016年に返還された北部訓練場跡地の不発弾を実施機関が回収しなくなった後に、地域課・生活安全課の職員は対応の方法について知っていたため、その対応の仕方については職員に通達がなされたはずであり、通達が文書ではなく口頭や電話やメールであったとしても、公的なやりとりである以上それらは記録されているはずである。

## 第6 審査会の判断

審査会は、本件請求1及び本件請求2に関し、審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

### 1 本件請求1について

実施機関は、本件処分1を行った上で、2019年11月以降、国頭村や東村の北部訓

練場返還地で発見された空包や銃弾などを警察官が回収しなくなった理由として、返還実施計画により、支障の除去に関する措置を国が講じることになっていること及び返地後取扱協定において、「返地後において、不発弾及びその他の火薬類並びに廃棄物等が発見された場合には、沖縄防衛局がそれらの撤去等原状回復のための対応を行う」こととなっていることを主張しているため、審査会において、以下のとおり確認・検討を行った。

(1) 本件請求文書1の特定について

審査会において実施機関に対し、返還実施計画の提供を求めたところ、「北部訓練場の過半の返還に関する実施計画等について」（平成28年12月19日付け沖縄防衛局）の提供があった。

その添付資料である「2. 返還実施計画の案に係る意見に対する回答」を見分したところ、沖縄県からの意見に対し、「仮に、土地の引き渡し後に不発弾等が発見された場合には、土地の所有者及び関係機関（自衛隊、警察、沖縄県、国頭村、東村及び地主会など）と調整し、適切に対応してまいります。」とする沖縄防衛局の回答があることが確認できた。

また、審査会において実施機関に対し、返地後取扱協定の提供を求めたところ、提供があった。その内容を見分したところ、「不発弾及びその他の火薬類並びに廃棄物等（引渡し日以前から存在していたものとして沖縄森林管理署長が認めたものに限る。）が発見された場合には、沖縄防衛局がそれらの撤去等原状回復のための対応を行う。」との記載があることが確認できた。

したがって、実施機関が返還実施計画及び返地後取扱協定を本件請求文書1として特定したことには合理性があると認められる。

(2) 本件請求1時点における返還実施計画の保有状況について

審査会において実施機関に対し、本件請求1時点における返還実施計画の取得・保有状況について確認したところ、公文書として保有しておらず、返還実施計画は沖縄防衛局のホームページに登載されている旨の回答があり、審査会事務局職員をして確認したところ、実際に返還実施計画が登載されていることが確認できた。実施機関からの回答を踏まえると、実施機関においては必要に応じて沖縄防衛局のホームページより返還実施計画の内容を確認しており、本件請求1時点においても公文書として保有していなかったとする実施機関の説明は不合理とまでは言えない。

(3) 本件請求1時点における返地後取扱協定の保有状況について

審査会において実施機関に対し、本件請求1時点における返地後取扱協定の取得・保有状況について確認したところ、沖縄防衛局とのやり取りにおいて返地後取扱協定が結ばれていることや内容等を把握していたもので、公文書として保有していなかったとの回答があった。また、上記(1)において審査会に提供のあった返地後取扱協定については、審査会からの提供依頼を受けて、新たに実施機関が沖縄防衛局から取得した経緯が確認できた。以上を踏まえると、本件請求1時点においては返地後取扱協定を公文書として保有していなかったとする実施機関の説明は不合理とまでは言えない。

(4) 実施機関内部における取扱や運用及び周知方法について

審査会において実施機関に対し、返還実施計画や返地後取扱協定に基づく北部

訓練場返還地で発見された不発弾等の取扱いや運用について、実施機関内部においてどのように周知を行ったか確認したところ、所管署への周知は電話もしくはメール等で行っていたと思われるとの回答があった。また、実施機関に対し当該メール等を保有していないかを重ねて確認したところ、実施機関において再確認を行ったが保有していないとの回答があった。

以上より、実施機関が返還実施計画及び返地後取扱協定を本件請求文書1として特定し、本件請求1時点においては保有していなかったことを理由に公文書不存在による不開示決定を行ったことは妥当である。

## 2 本件請求2について

実施機関は、本件処分2を行った上で、審査請求人が申し立てている令和元年（2019年）に警察官を現場に派遣し、空包や銃弾などを不発弾として回収していたのは、通達1に基づく対応であったが、通達2に内容が引き継がれており、本件請求2時点においては通達1が不存在であった旨を主張していることから、審査会において以下のとおり確認・検討を行った。

### (1) 本件請求文書2の特定について

審査会において実施機関に対し、通達1及び通達2の提供を求めたところ、通達1については文書保存期間を超過しており保有していない旨の回答があった。

他方で、提供のあった通達2の内容を見分すると、実施機関における不発弾等の取扱いに係る運用について記載されていることや、通達1に基づいて行っていた不発弾等の取扱いを今後は通達2に基づき行うこととする旨の記載が確認できたことから、令和元年時点においては、通達2の前身である通達1に基づき不発弾等の回収を行っていたとする実施機関の主張は信頼性を有する。

以上より、実施機関が通達1を本件請求文書2として特定したことは合理性があると認められる。

### (2) 本件請求2時点における通達1の保有状況について

実施機関に対し、通達1の文書保存期間を確認したところ、令和2年10月に廃棄されているため実際の文書保存期間が確認できず、また作成当時どのような判断で文書保存期間を設定したのか確認できないとのことであった。

他方で、通達2には原議保存期間5年と記載されていることが確認できた。この点について実施機関へ確認すると、通達2は、警察庁から各都道府県へ発出された同名の通達を基に作成したものであるところ、警察庁通達の文書保存期間は5年であり、実施機関においても、沖縄県警察における文書の管理に関する訓令（平成14年訓令第15号）第45条関係別表第2文書保存期間基準表に照らし、5年保存の必要があると認められるものに該当すると判断されたことから、5年の保存期間を設定したとの回答があった。

通達1及び通達2は同種の文書であると思われるため、通達1の保存期間は、通達2と同様に5年であった可能性は否定できない。ただし、仮にそうであったとしても、通達1が作成された平成28年4月の5年後である令和3年4月頃には廃棄されることとなるため、本件請求2がなされた令和4年2月には存在していなかったものと思料される。

したがって、本件請求2の時点においては通達1を公文書として保有していかなかったとする実施機関の説明は不合理とまではいえない。

以上より、実施機関が通達1を本件請求文書2として特定したことは妥当であり、本件請求2の時点において、本件請求文書2に該当する文書は保有しておらず、不存在であるとした実施機関の判断は妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 権男	琉球大学教授	※令和6年1月31日まで
柴田 優人	沖縄国際大学講師	会長職務代理 ※令和7年1月9日以降
高良 誠	弁護士	※令和7年1月9日以降
徳本 和秀	弁護士	※令和7年1月9日以降
仲村 剛	弁護士	※令和7年1月8日まで
中村 政也	弁護士	
新見 研吾	弁護士	※令和7年1月8日まで
西山 千絵	琉球大学准教授	会長 ※令和7年1月9日以降
三浦 肇	琉球大学准教授	※令和7年1月8日まで

### 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 4 年 11 月 11 日	諮問書受理
令和 5 年 11 月 20 日	審議（第350回）
令和 6 年 1 月 22 日	審議（第352回）
令和 7 年 5 月 27 日	審議（第368回）
令和 7 年 6 月 18 日	審議（第369回）
令和 7 年 7 月 22 日	審議（第370回）
令和 7 年 8 月 18 日	審議（第371回）
令和 7 年 9 月 8 日	審議（第372回）
令和 7 年 11 月 21 日	審議（第374回）
令和 7 年 12 月 26 日	審議（第375回）